

平成橋外長寿命化補修設計委託業務 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、香南市が委託する「建第08066号 平成橋他長寿命化補修設計委託業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務の目的は、香南市が管理する橋梁について、国土交通省が進める「道路の老朽化対策」における橋梁個別施設計画の一環として、集約・撤去を伴う橋梁撤去工事を実施するための調査設計を行うことである。
対象橋梁の補修設計の実施に際しては、現況の損傷劣化の原因や進行状況を把握し、修繕に向けて必要なデータを現地調査で収集する。また、対象橋梁の撤去設計の実施に際しては、構造の詳細や架設状況、周囲の地形条件を把握し、撤去に向けて必要なデータを現地調査で収集する。これにより、適切な工法を選定し、効果的な維持管理に向けた円滑な詳細設計を行うものである。

(定義)

第3条 本仕様書において、「甲」とは発注者である香南市をいい、「乙」とは受注者を指す。

(適用基準等)

第4条 本業務は、本仕様書による他、下記1.～11.の基準等に準拠して実施するものとする。

1. 土木設計等業務共通仕様書（令和7年7月、高知県土木部）
2. 道路橋補修便覧（昭和54年2月（公社）日本道路協会）
3. 道路橋補修・補強事例集（平成24年3月（公社）日本道路協会）
4. 道路橋示方書・同解説（令和7年10月（公社）日本道路協会）
5. コンクリート標準示方書(維持管理編)（令和5年3月（公社）土木学会）
6. 道路橋床版防水便覧（平成19年4月（公社）日本道路協会）
7. 建設省総合技術開発プロジェクト・コンクリートの耐久性向上技術の開発
(平成10年5月 土木研究センター)
8. 橋梁定期点検要領（令和6年7月 国土交通省道路局国道・技術課）
9. 橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課）
10. 香南市契約規則及び財務規則
11. その他関係法令および諸規則

(疑義)

第5条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、「甲」「乙」協議をその都度行い、「甲」の指示に従うものとする。

(提出書類)

第6条 「乙」は、契約締結後速やかに下記1.～5.の書類を「甲」に提出し、「甲」の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

1. 業務計画書（業務実施計画書の作成にあたっては、「甲」「乙」とで十分協議の上作成するものとする。）
2. 着手届
3. 工程表

4. 管理・照査技術者届及び業務経歴書
5. その他、「甲」が必要と認める書類

(工程管理)

第7条 「乙」は、工程表および精度管理基準に基づき適正な工程、精度管理等を行い、「甲」に随時報告するものとする。

(その他諸手続)

第8条 本業務の実施にあたって必要な関係公署に対する協議・諸手続きは「甲」「乙」協議のうえ、「乙」が代行するものとする。

(損害賠償)

第9条 「乙」は、本業務によって生じた諸事故、賠償等に対しては、その責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、「乙」の責任において、その一切を処理するものとする。

(秘密の保持)

第10条 「乙」は、本業務履行上知り得た情報、図面および資料等について第三者に漏らしてはならない。

(貸与する資料および使用制限)

第11条 本業務の実施にあたり、「甲」は下記1)～4)の資料を「乙」に無償で貸与するものとする。なお、「乙」は、貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務上必要であっても「甲」の承諾なくして複製してはならない。業務完了時、「乙」は速やかに「甲」へ返納するものとする。また、「乙」は貸与された資料に破損ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

- 1) 直近で実施した橋梁定期点検業務 報告書
- 2) 橋梁台帳
- 3) 橋梁位置図
- 4) その他必要と思われるもの

(検査)

第12条 「乙」は、業務完了に先立ち、「甲」所定の手続きを経てその完了検査を受けるものとし、その検査合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

(成果品に対する責任)

第13条 本業務の成果品の完了・納入後1年を保証期間とし、保証期間内に「乙」の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は「甲」の指示に従うものとし、修正等の必要な作業を「乙」の負担において行うものとする。

(履行期間)

第14条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から150日とする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務による成果品の著作権は、「甲」に帰属するものとする。

第 2 章 業 務 内 容

(業務項目)

第16条 本業務における業務項目は、下記1)～7)のとおりとする。

- 1) 計画準備
- 2) 現地調査
- 3) 平成橋 補修設計（コンクリート補修工設計）
- 4) 江見橋 撤去設計
- 5) 施工計画
- 6) 概算工事費算定
- 7) 関係機関との協議資料作成
- 8) 打合せ協議

(対象橋梁)

第17条 本業務の対象橋梁の諸元は、下記(1)(2)のとおりである。

(1) 平成橋（補修設計）

- ①路線名 : 市道 中浜線第7号支線
- ②履行場所 : 香南市 赤岡町 江見町地内
- ③橋長 : L=42.40m
- ④全幅員 : W= 7.20m
- ⑤上部工形式 : PC2径間単純プレテンションT桁（1989（H1）年架設）
- ⑥下部工形式 : 逆T式橋台、張出式橋脚
- ⑦基礎工形式 : 不明
- ⑧設計活荷重 : 二等橋(TL-14)
- ⑨適用示方書 : S53道路橋示方書

(2) 江見橋（撤去設計）

- ①路線名 : 市道 中浜線第5号支線
- ②履行場所 : 香南市 赤岡町 江見町地内
- ③橋長 : L=35.00m
- ④全幅員 : W= 4.10m
- ⑤上部工形式 : PC2径間単純プレテンションT桁（1966（S41）年架設）
- ⑥下部工形式 : 重力式橋台、壁式橋脚
- ⑦基礎工形式 : 不明
- ⑧設計活荷重 : 二等橋(TL-14) 【現在、車両通行止め規制中】
- ⑨適用示方書 : S36プレストレストコンクリート設計施工指針(想定)

(計画準備／計画書作成)

第18条 「乙」は特記仕様書に示す業務内容や、業務の目的・主旨を十分に把握して、業務全体（調査及び設計）に関する業務計画書を作成し、「甲」に提出するものとする。さらに、「乙」は現地作業の着手に際しては既往資料の内容や踏査結果をふまえながら、現地調査の順序及び方法、仮設備計画、実施体制、工程、安全管理体制等について計画を行い、実施計画書を作成し、「甲」に提出するものとする。なお、計画書の内容をやむを得ない事情により変更する場合には、遅滞なく「甲」に報告し、その承認を得ることとする。

(計画準備／データ収集、収集資料の整理)

第19条 対象橋梁の設計に必要な資料（橋梁、道路、河川）を収集し、これらを整理して資料を使用するための準備を行う。

(計画準備／現地調査の目的)

第20条 基礎的な現地状況を把握するための現地踏査を行うとともに、橋梁の形状を把握し、詳細設計を行うための必要な資料を得る目的として、梯子等または橋梁点検車を用いた近接目視調査を実施する。

既設橋梁の補修設計及び撤去設計においては、構造形状の把握が設計計画・施工計画において重要となるため、設計図書が現存しない場合、または現存する場合においても現地踏査で図面と異なる形状を有す場合もあることなどから、十分な現地の計測・調査を行うものとする。

各部材の細目についても、計測・調査を実施して部材厚や配筋状況（かぶり、鉄筋径、ピッチ等）を把握する必要がある。これらの調査方法は非破壊試験、部材厚の計測や部分はつりによる直接目視などの方法を組み合わせて効果的に実施することを必要に応じて提案するものとする。

(現地調査の内容／平成橋)

第21条 平成橋における現地調査の内容は下記(1)～(5)のとおりである。

(1) 現地踏査

対象橋梁の架橋状況と、その周囲の状況（現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、施工ヤード等）を把握して、本設計書及び本特記仕様書の記載事項を現地で確認する。

(2) 外観変状調査

「橋梁定期点検要領」等を参考に、対象橋梁の補修設計が行える程度の損傷または変状の調査を行う。上部工桁下面、下部工については、梯子等または橋梁点検車を利用した近接目視点検とし、場合によりハンマーによる打音調査を行う等して、橋梁全体の損傷・変状の状況を確認する。調査結果は補修箇所を抽出する根拠資料として、損傷図を作成する。

(3) 形状寸法調査

竣工図書が現存しない場合、補修設計に必要とする主要な基本形状および寸法を知るために形状寸法調査を実施する。調査結果は、現況一般図として取りまとめる。

(4) 詳細調査

橋梁全体(上部工桁下面、下部工)を対象とした詳細調査について、「乙」は補修目的に応じた調査項目を提案し、「甲」「乙」協議により実施の必要性を決定する。調査項目を下記①～④に例として挙げる。調査を行う場合は、対象部位に対して梯子等または橋梁点検車を作業足場として使用するとともに、調査結果は報告書に取りまとめる。

①反発度法による強度試験（JIS A 1155）

コンクリート表面をリバウンドハンマーで打撃し、その反発硬度から圧縮強度を推定する。

②中性化試験（JIS A 1152）

採取したコア供試体または、はつり箇所やドリルによる削孔箇所において、フェノールフタレイン溶液による中性化深さを測定する。

③塩化物含有量試験

採取したコア供試体を使用して2cm毎にスライスして採取した試料、またはドリルによる削孔箇所から採取した試料を用いて、塩化物イオン電極を用いた電位差滴定法により、コンクリート中の塩化物イオンの量を、コンクリート表面から鋼材位置以深まで測定する。

④鉄筋探査

コンクリート表面から電磁波レーザーによる鉄筋探査を行い、躯体内部にある鉄筋の配筋状況（鉄筋のかぶり、配筋間隔）を把握し、コア採取位置やドリルによる削孔位置、鉄筋調査位置を確定する。

(5) 報告書作成

現地調査の結果とりまとめとして、調査結果報告書を作成する。報告書には外観変状調査や詳細調査（実施時）の結果を基に、変状毎に発生要因の推定、対策の必要性や目的等を記載する。

（現地調査の内容／江見橋）

第22条 江見橋における現地調査の内容は下記(1)～(5)のとおりである。

(1) 現地踏査

対象橋梁の架橋状況と、その周囲の状況（現況交通状況、周辺環境状況、現地調査方法、作業ヤード等）を把握して、本設計書及び本特記仕様書の記載事項を現地で確認する。

(2) 現地状況調査

対象橋梁の撤去設計を行うための基礎資料の収集として、橋梁構造本体（上部構造、上下部接続部、下部構造）の主要基本形状および寸法を知るための形状寸法測定と、架橋状況の詳細確認（現況地形や平水位との取り合い等）を行う。現地作業は徒歩または梯子等の使用を想定するが、これに抛り難い場合は「甲」「乙」協議により作業方法を決定する。

目視判別が困難な基礎構造を含め、竣工図書を事前に入手することが望ましいが、これが現存しない場合、形状寸法測定は撤去数量として算出可能な程度の精度で行うとともに、基礎構造の現地確認は本業務で行わない。調査結果は、現況一般図と構造一般図として取りまとめる。

(3) 撤去数量の把握

橋梁構造本体以外に、撤去工事に必要とする工種の数量把握を対象とした現地確認を行う。調査の対象例として、河川断面（堤内・堤外）や河川管理用通路、仮設ヤード（重機設置、仮置きヤード）を想定する。周辺地形等の平面形状の把握は簡易計測とし、本業務での詳細測量は行わない。現地確認の結果として、平面図等を作成する。

（補修設計／平成橋）

第23条 現地調査の結果を基に、補修設計（対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）を行う。補修設計の作業項目は下記(1)～(3)のとおりである。ただし、現地調査において他の損傷・変状を確認し、補修の必要があると判断した場合は契約変更の対象とし、「甲」「乙」協議により変更内容を決定するものとする。

(1) コンクリート補修工設計（主にひびわれ補修工、断面修復工、表面被覆工）

(2) 施工計画（工程計画、施工要領、仮設図、等）を検討

(3) 概算工事費算定

（撤去設計／江見橋）

第24条 現地調査の結果を基に、撤去設計（対策工法の検討（上部構造、下部構造）、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）を行う。撤去設計の作業項目は下記(1)～(3)のとおりである。なお、各種仮設図面（施工要領図、仮設道路計画図等）は、平板測量や地質ボーリング調査を伴うものでは無いため、参考図扱いとして作成する。仮設構造物の計画に関しては必要性の検討と概略図の作成にとどめ、詳細設計は行わないものとする。

(1) 撤去詳細設計（上部構造、下部構造）

(2) 施工計画（工程計画、施工要領、仮設図、等）を検討

(3) 概算工事費算定

（関係機関との協議資料作成）

第25条 主として対策工事における占用の発生、及び撤去構造物の存置部位が生じる場合に、当該管理者との協議に必要とする資料の作成を行う。対象とする施設管理者は高知県（河

川、道路)とし、作成する協議資料の詳細は「甲」「乙」協議により決定する。なお、本業務履行期間内に「甲」が関係機関との協議を行うにあたり、協議への「乙」の同席を必要とする場合、「乙」は「甲」の指示に従うものとする。この場合、作業に必要とする費用については、契約変更の対象とする。

(新技術等の活用に関する検討)

第26条 対象橋梁の補修設計及び撤去設計において、新技術等の活用に関する検討を行い、該当技術の適用性を確認する。ここでいう新技術等とは、補修工事に適用される新材料・新工法(新技術情報提供システム(NETIS)等を参照)を指す。

(工事への申し送り事項)

第27条 対象橋梁の補修設計及び撤去設計において、対策工事での詳細調査やこれらに拠る精査が必要とする場合、これらの具体的内容について報告書に記載する。

(業務打合せ)

第28条 本業務の業務打合せは、着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回を原則とするが、業務内容に応じて、「甲」または「乙」が必要と判断した場合には、適宜実施するものとする。なお、着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。「乙」は、業務打合せを実施した際には、打合せ記録簿を2部作成し、「甲」「乙」が各1部ずつ保管するものとする。

(成果品)

第29条 成果品は、下記(1)～(4)のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A4 判パイプ式ファイル印刷製本) | 1 部 |
| (2) 設計図 (A3 判ビニール表紙綴じ製本) | 1 部 |
| (3) 上記電子データ (電子媒体に格納) | 1 式 |
| (4) その他協議により必要と認められたもの | 1 式 |